

表紙含: (6枚)
仕様書番号:
作成年月日: 令和 8 年 9 月3 日
作成部隊名: 立川駐屯地業務隊管理科

業務隊長	管理科長	営繕班長	基対・環境 専門官	施設管理 主任	管財係	担当者

各隊舎居室内装改修工事仕様書

件 名	各隊舎居室内装改修工事	図面記号	1/6
図面名称	表 紙	縮 尺	—

特 記 仕 様 書

- 1 作業件名: 各隊舎居室内装改修工事
- 2 作業場所: 東京都立川市緑町5 番地 陸上自衛隊立川駐屯地
- 3 作業概要: 居室内装改修5室(壁紙新設、クッションフロア新設)
- 4 適用範囲

本仕様書は、陸上自衛隊立川駐屯地で実施する「各隊舎居室内装改修工事」に適用する。

5 一般事項

- (1) 本作業は、本仕様書に基づき実施する。
- (2) 下記の図面表一1、表一2 及び仕様書に明記無き事項であっても、技術上当然必要な事項は監督官と協議の上実施する。

6 特記事項

- (1) 壁仕上、床仕上は既設を撤去せず下地処理のみをする。
- (2) 改修後のクッションフロアはCF9650とし、厚みは1.8mm。また、壁紙はSP9745とし、厚さ2.0mmとする。
- (3) クッションフロアはアクリル樹脂系エマルジョン形又はゴム系ラテックス形とする。
壁紙は酢酸ビニル樹脂系エマルジョン形又はクロロプレンゴム系とする。
- (4) 尚、既設はアスベスト含有(クリソタイル0.1%～5%)である。
アスベストの数量が異なる場合は、監督官と協議する。
鉛等の有害物質が発見された場合、監督官と協議する。
- (5) 作業を実施する際には現場の状況を考慮して、細部の取り扱いについては、監督官と協議した後実施すること。
- (6) 工事にあたり必要となる関係行政機関への諸手続きは契約相手が行うこと。
- (7) 作業日又は作業時間は定められており、これを変更する必要がある場合は、あらかじめ官側の承諾を受ける。休日の作業については、あらかじめ監督官の職員に承諾を受ける。
共通仕様書に作業時間が定められていない場合で、夜間に作業する場合は、あらかじめ監督官の承諾を受ける。
- (8) 工事用車両の駐車場所及び資機材の置場所は、監督官と協議する。
工事現場へ材料を搬入するごとに、監督官に報告をする。
ただし、あらかじめ監督官の承諾を受けた場合は、この限りではない。

表一1 (部屋タイプ①)

改修前		作業	数量	改修後	作業	数量
壁	石膏ボード・コンクリート	下地処理	93.733㎡	(株)サンゲツ 壁紙 SP9745 又は同等品以上	新設	93.733㎡
床	ビニル床タイル	下地処理	60㎡	東リ(株)クッションフロア CF9650 又は同等品以上	新設	60㎡
巾木	ビニル巾木	撤去	40.40m	ビニル巾木	新設	40.40m
鴨居	鴨居	撤去	27.18m	なし		

表一2 (部屋タイプ②)

改修前		作業	数量	改修後	作業	数量
壁	石膏ボード・コンクリート	下地処理	137.907㎡	(株)サンゲツ 壁紙 SP9745 又は同等品以上	新設	137.907㎡
床	ビニル床タイル	下地処理	90㎡	東リ(株)クッションフロア CF9650 又は同等品以上	新設	90㎡
巾木	ビニル巾木	撤去	63.30m	ビニル巾木	新設	63.30m
鴨居	鴨居	撤去	38.34m	なし		

件 名	各隊舎居室内装改修工事	図面記号	2/6
図面名称	特記仕様書	縮 尺	—

共通仕様書

1 総 則

- (1) 本仕様書は、陸上自衛隊立川駐屯地における 各種工事及び役務等について、共通的な必要事項を規定する。
- (2) 設計図及び本仕様書に記載のない事項は、国土交通省制定の各種工事共通仕様書もしくは保全業務共通仕様書、製造者が規定する仕様並びに商習慣によるほか、工事・役務監督官（以下「監督官」という。）の指示による。

2 適用範囲

この共通仕様書の適用範囲は、本契約に関連する 事項のみ適用する。

3 軽微な変更

納まり、取り 合わせ等の為の軽微な変更は、監督官の指示により 行う。この場合、請負金額の増減、又は納期の変更はしない。

4 使用材料

- (1) 使用材料は全て新品（官給品除く）とする。但し、仮説材料はこの限り でない。
- (2) 指定された材料は、選定に先立って見本を官側へ提出し、承認を受ける。
- (3) 使用材料は、官側の材料検査に合格したもののみ使用できる。
- (4) 検査に合格した材料であっても、使用時に監督官が変質または不良品と 認めたものは、使用することはできない。
- (5) 材料は日本工業(JIS)等を標準とし、これらの規格の無いものについては官側の指示に従う。
- (6) 材料置場は、監督官の指示した場所とする。

5 指定作業の点検

以下の作業が終了した時には、官側の点検を受ける。この際、官側の承諾を受けなければ次の作業に着手してはならない

- (1) 工事もしくは役務等完了後に外部から明視できなくなる 箇所
- (2) 官側からあらかじめ指定された作業
- 6 水道電気等の使用
- 作業に使用する水道、電気等を官側施設から受ける場合は、特記がある場合を除き、あらかじめ監督官と調整し、指示に従い使用する。但し、これらにかかる光熱水料は、請負者の負担とする。
- 7 諸法規等の遵守
- 請負者は、労働基準法、職業安定法、雇用保険法、労働者災害保険法その他、関係各法規及び防衛省の規定を遵守し、工事もしくは役務の円滑なる進捗を図る。

8 作業時間等

作業実施日及び時間については、原則として平日08時15分～17時00分までとする。但し、特記に記載する項目は、監督官と 調整の上作業を実施すること。

9 後片付け

作業終了に際しては、作業場所の後片付け及び清掃を実施する。

10 発生材及び産業廃棄物の処理

- (1) 鉄くず等、官側へ引き渡す発生材は、発生材調書を提出し、監督官の指示により 指定場所に集積する。
- (2) 産業廃棄物の処置については、「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、適切に搬出処分を行うものとし、特記がある場合を除き、処分の証明書(マニフェスト A 及びB2・D・E 票) の写しを監督官に提出するものとする。
- (3) (2)書類提出は、契約期間内に完了させるものとする。

11 検査官による検査

- (1) 工事もしくは役務等が完了したならば、官側に申し出て、検査官による 検査を受ける。
- (2) 検査の結果不合格の箇所があった場合は、請負者の負担において直ちに是正し、再度検査を受ける。

12 物品等の返納

第11項の検査合格後、速やかに貸与されていた物品等（設計図書含む。）を官側に返納する。

13 請負者の責務

- (1) 現場代理人は作業時常駐とする。
- (2) 作業場所への作業員その他の出入りの管理、風紀衛生の取締り、及び火災、盗難、その他事故防止については、請負者責任でこれを管理する。
- (3) 作業場所は、常に材料その他の整理整頓及び清掃を行う。
- (4) 作業場所及びその周辺にある既設構造物に、損傷を及ぼさないよう十分な防護を施す。万一損傷を与えた場合には、請負者の負担において修復するものとする。
- (5) 請負者は、感染症法上で5類以上に分類された感染症の症状が作業員にみられる場合は、厚生労働省が定める感染拡大防止に関するガイドラインに基づき、適正に管理する。

14 安全管理

- (1) 作業員は、安全管理に万全を期する。
- (2) 作業場所又はその付近で作業するときは、標示又は見張人を置く等、安全の確保に努める。

15 工程及び作業計画

請負者は、請負契約成立後、監督官と事前協議のうえ、工程表を早期に官側に提出し、作業の手順及び作業計画について、承認を受けた後でなければ、作業を開始してはならない。

16 提出書類

請負者は、下記に示す書類・特記したもの及び監督官が別示する書類を提出する。

番号	提出書類名称	提出部数	提出時期等
1	工程表	2部	契約後速やかに
2	打合せ簿	必要の都度1部	契約後速やかに
3	現場代理人等通知書	2部	契約後速やかに
4	使用材料カタログ・承認図	1部	監督官の指示する範囲のみ、選定後速やかに
5	材料搬入報告書	2部	材料検査の都度
6	産業廃棄物管理票（写）	必要の都度1部	産業廃棄物が発生した場合のみ、竣工検査までに
7	産業廃棄物収集運搬業許可証/産業廃棄物処分業許可証（写）	必要の都度1部	産業廃棄物が発生した場合のみ、速やかに
8	作業写真	1部	完了検査までに

17 写真撮影

請負者は、監督官の指示に従い、以下の作業等について撮影及び記録し、作業順に写真帳（A4版）に整理したものを提出する。なお、使用する撮影機器は、通信機能のないものとする。

(1) 作業の前・後及び主要な作業実施の状況

(2) 作業後に隠べいとなる箇所

(3) 搬入材料（搬入の都度、全数量・規格がわかるように撮影する）

＊（社）公共建築協会「工事写真の撮り方（改訂第2版）建築編」、「工事写真の撮り方（改訂第2版）建築設備編」を参考に整理する。

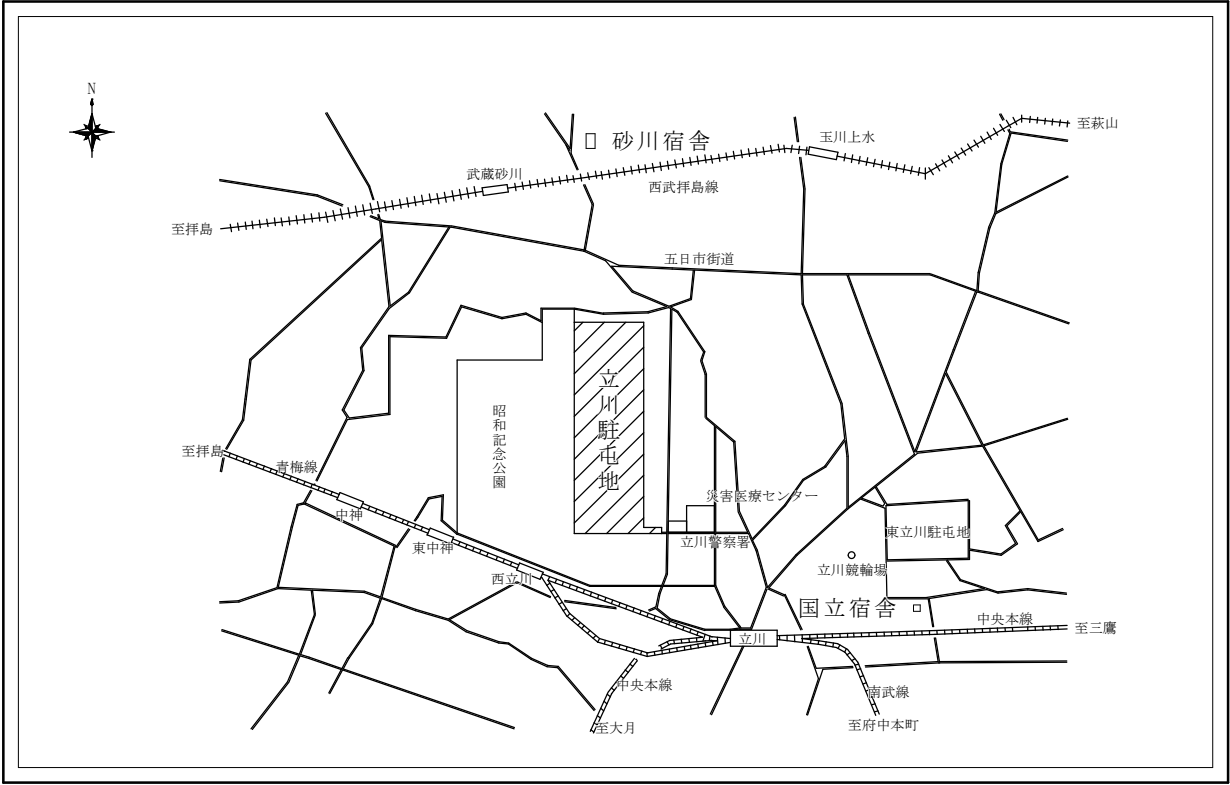
18 疑 義

設計図書に明示なき事項、又はその内容において疑義が生じた場合には、請負者は官側に申し出て協議を行うものとする。

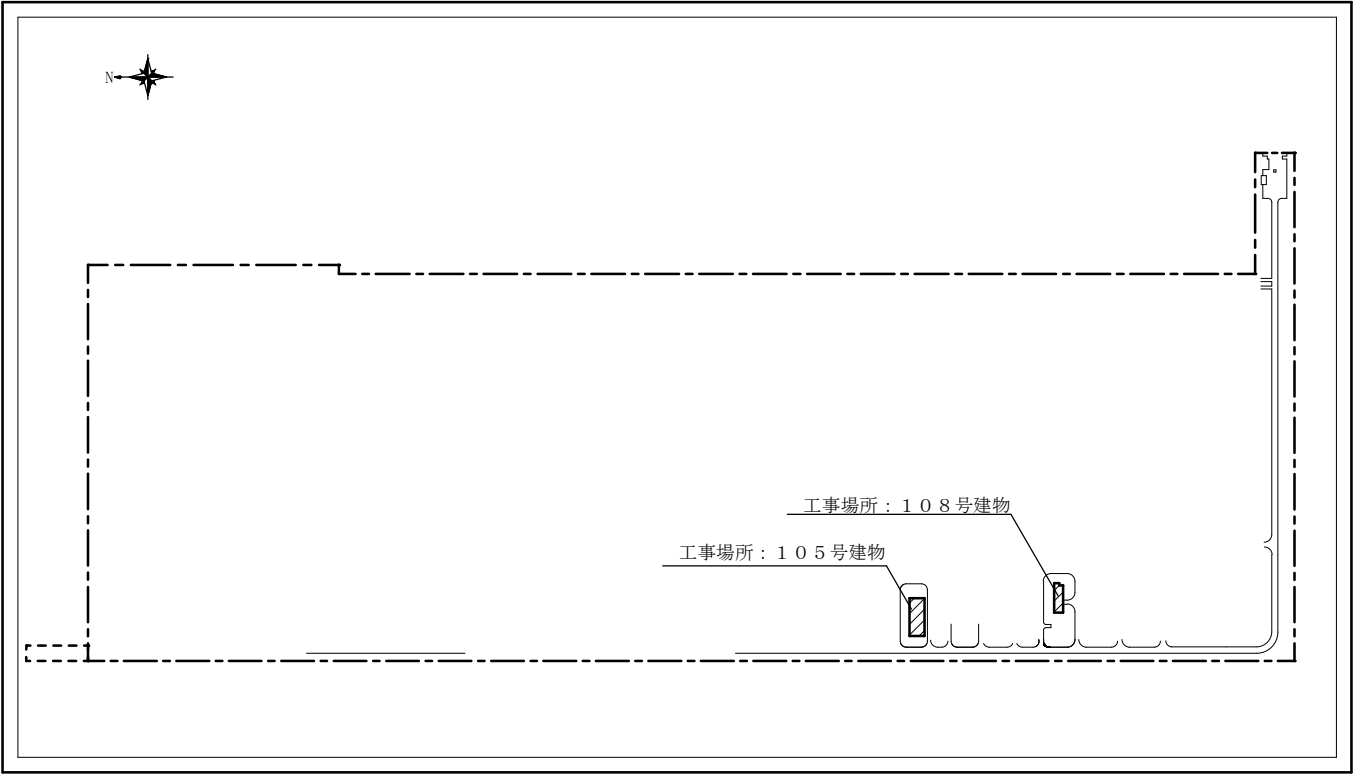
19 連絡調整先

陸上自衛隊立川駐屯地業務隊 管理科 営繕班
TEL 042ー524ー9321 内線369

件 名	各隊舎居室内装改修工事	図面記号	3/6
図面名称	共通仕様書	縮 尺	－



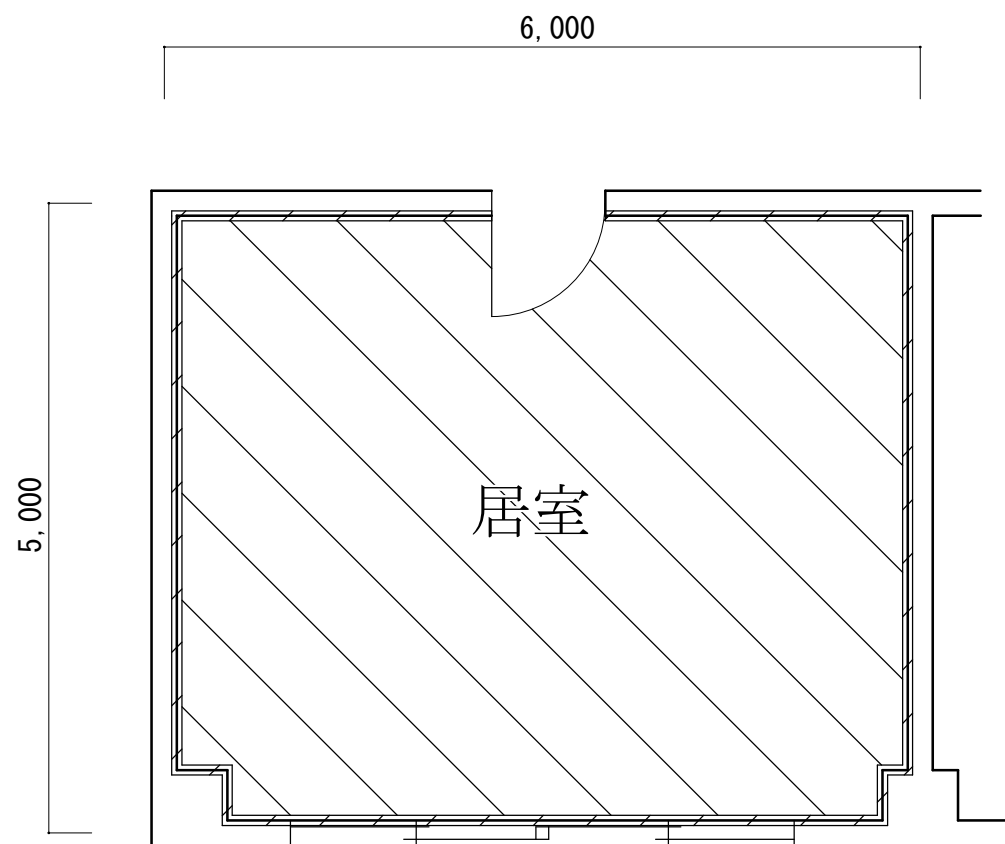
駐屯地案内図：S=1/x



駐屯地配置図：S=1/10,000

件 名	各隊舎居室内装改修工事	図面記号	4/6
図面名称	立川駐屯地 案内図・配置図	縮 尺	—

タイプ①



各隊舎共通平面詳細図

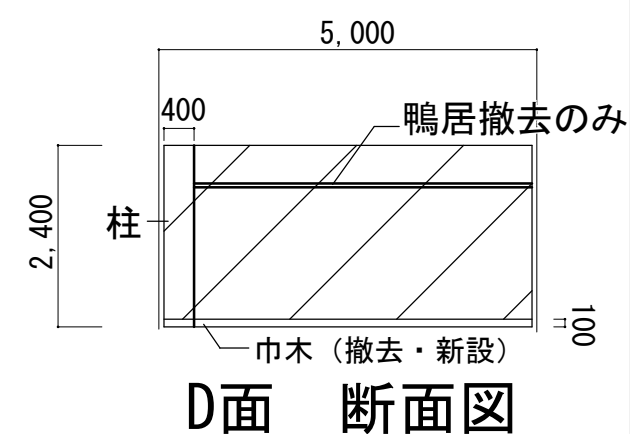
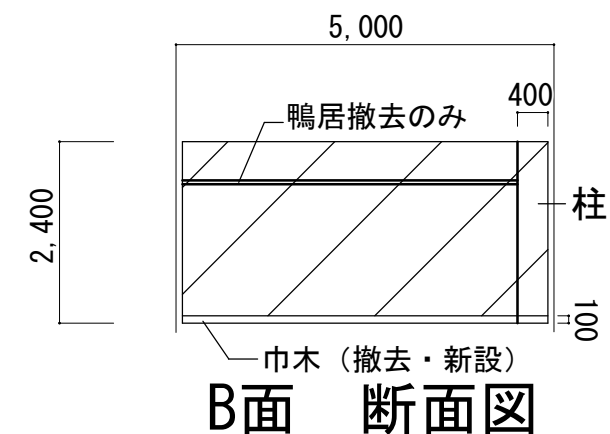
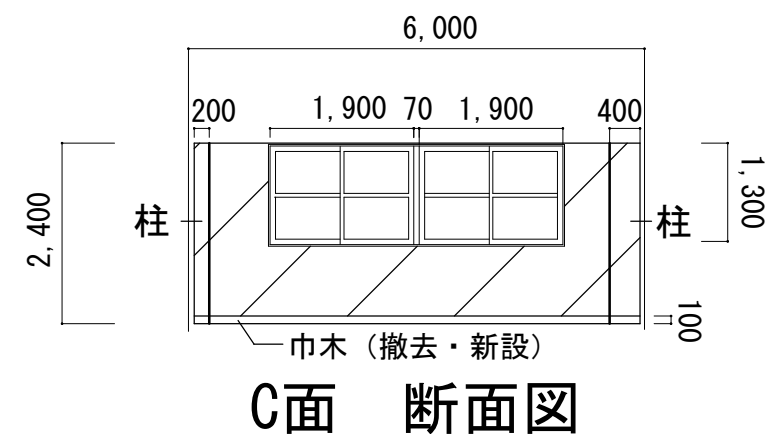
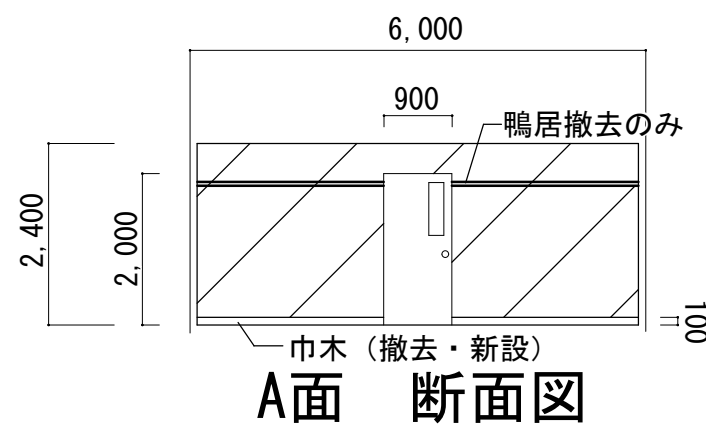
縮尺：S=1/x

105号建物2階×1部屋
108号建物2階×1部屋
(エレベーターなし)

凡例

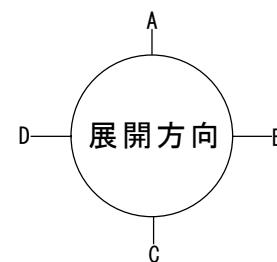
記号	規格
	整備前：石膏ボード・コンクリート 整備後：壁紙張り
	整備前：ビニル床タイル 整備後：クッションフロア

タイプ①



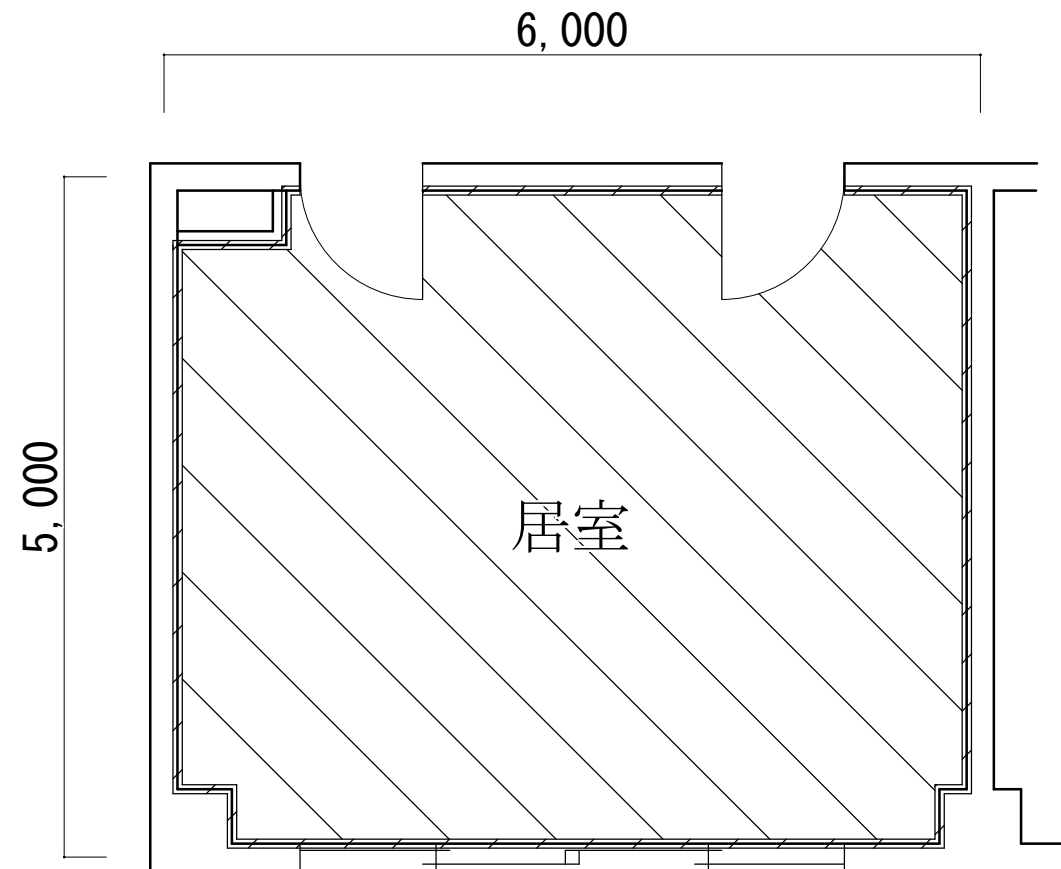
各隊舎共通展開図

縮尺：S=1/x



件名	各隊舎居室内装改修工事	図面記号	5/6
図面名称	各隊舎共通平面詳細図・各隊舎共通展開図 タイプ①	縮尺	—

タイプ②



各隊舎共通平面詳細図

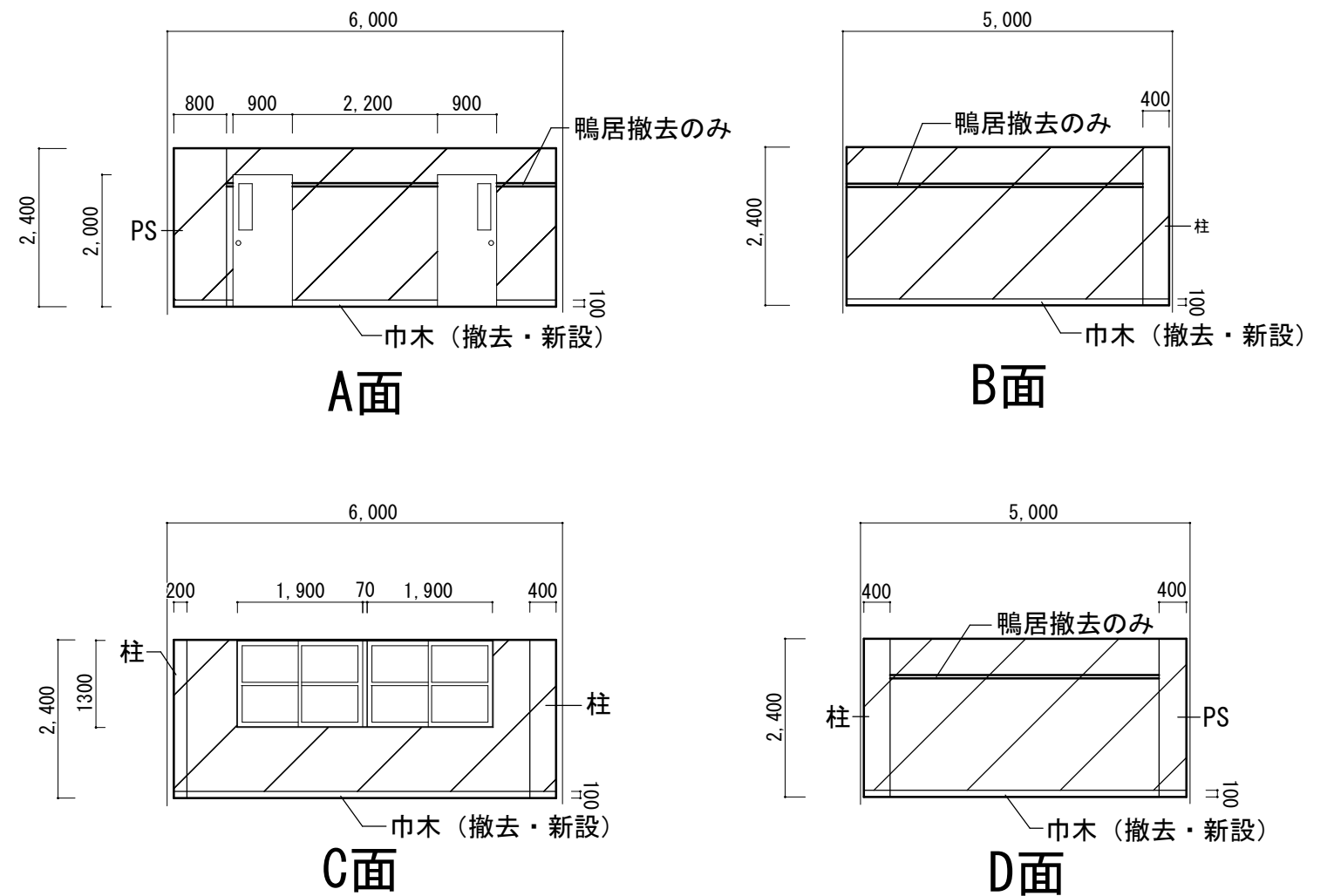
縮尺：S=1/x

105号建物2階×1部屋
108号建物2階×1部屋
108号建物3階×1部屋
(エレベーターなし)

凡例

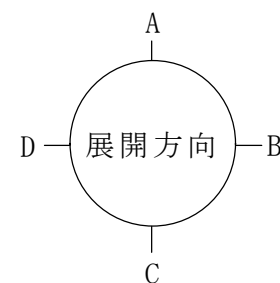
記号	規格
	整備前：石膏ボード・コンクリート 整備後：壁紙
	整備前：ビニル床タイル 整備後：クッションフロア

タイプ②



各隊舎共通展開図

縮尺：S=1/x



件名	居室内装改修工事	図面記号	6/6
図面名称	各隊舎共通平面詳細図・各隊舎共通展開図 タイプ②	縮尺	—